

各位

2021年12月28日

放射線取扱主任者

佐波 俊哉

筑波実験棟 B1 回廊におけるRI法 施行規則 第22条の3項の適用  
について

筑波実験棟B1 回廊において、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第22条の3項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期 間：2021年12月28日（火） から 2022年1月20日（木）まで
2. 場 所（図1の赤色で示す区域）： 筑波実験棟・地下1階回廊部分

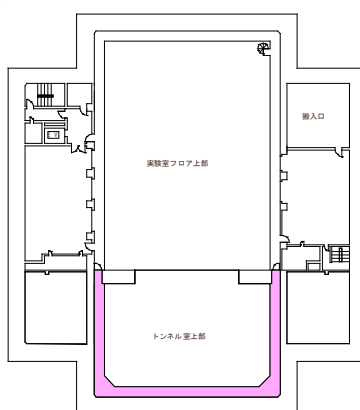


図1 筑波実験棟・地下1階

---

配布先

機構長

- (管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- (素核研) 所長、副所長、事務室
- (加速器) 施設長、各主幹、事務室
- (物構研) 所長、副所長、事務室
- (共通) 施設長、各センター長、事務室、放射線受付
- (QUP) 拠点長、副拠点長
- (担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員